

議案第 102 号

瀬戸内市給水条例の一部を改正することについて

瀬戸内市給水条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年11月27日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市給水条例の一部を改正する条例

瀬戸内市給水条例(平成16年瀬戸内市条例第162号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第42条第2項ただし書及び第46条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市給水条例(平成16年瀬戸内市条例第162号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、移転、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、移転、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、移転、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、移転、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者</p> <p>(2)～(5) 略</p>